

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

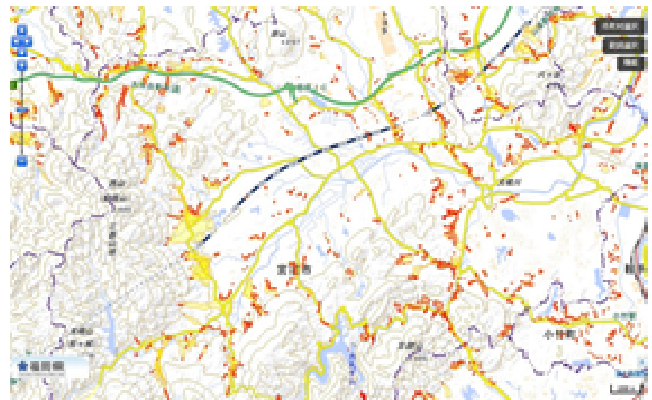
(洪水災害：宮若市防災マップ)

当市のハザードマップによる調査では、犬鳴川の沿川において、浸水予想エリアが広く、0.5M～10M未満の想定される個所もある。また、浸水予想エリアである福丸地区は、宮若市役所若宮総合支所、宮田消防署若宮出張所、小中一貫校、商店街、商工会が存在し、旧若宮町の中心地。同じく、宮田・本城地区は、宮若市役所本庁、遠賀川河川事務所宮田出張所、宮田消防署、宮若警部交番、図書館等の公共施設、商業施設など、この3つのエリアに多種で高度の都市機能が集積し、住宅地でもあり事前の避難準備や最悪の場合は、垂直避難を視野に入れた対策が必要であると想定される。

(土砂災害：福岡県土砂災害警戒区域等マップ)

当市は、過去に山間地域において土砂災害が発生。また、河川の越水や水流負荷による河川壁面の削れ等の災害も発生し、市民への避難指示を行ったことがある。

山間地にある田畑や林業関連の他、集落も点在し、土砂災害や土石流の危険性が懸念される。また、土砂災害の場合、特に山間地では道路寸断が懸念され、孤立の危険性が最も高い。

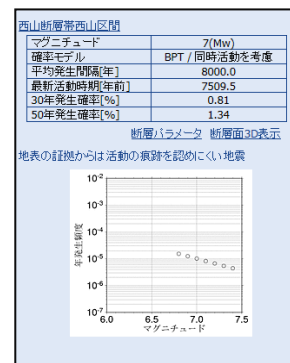
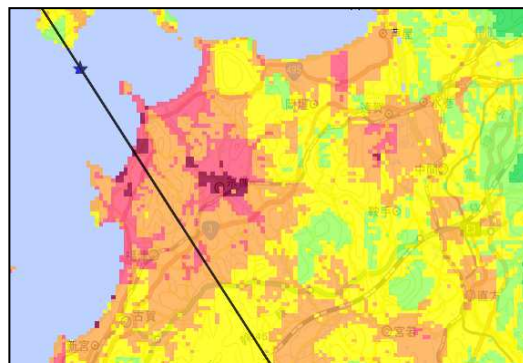


(上図：福岡県土砂災害警戒区域等マップより)

(地震：J-SHIS)

当市は、福岡県西方沖地震による宮若市の最大震度5弱を記録した。下記図は、その西山断層に予想震度を重ねると5弱から5強が生じると予想される。地震ハザードステーションによると、西山断層から生じる震源地予測から、マグニチュード7クラスの発生確率は50年発生確率で1.34%である。

5弱
5強



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

(令和6年7月末現在)

●商工業者等数 1,444人 (宮田地区 1,061 若宮地区 383)

●小規模事業者数 1,345人 (宮田地区 1,027 若宮地区 318)

【内訳】

業 種		商工業者	小規模事業者数	備 考
商工業者	建設業	337	329	市内に広く分散
	製造業	129	99	大手企業は比較的高速インター付近、その他は市内に分散
	卸売業	18	13	市内に広く分散
	小売業	299	286	旧行政区の中心地に2か所に集中
	飲食 宿泊	110	106	小売業と同様、宿泊は脇田温泉地区に集中
	サービス業	192	179	市内に広く分散
	その他	359	333	市内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・宮若市地域防災計画（平成19年3月策定）※平成25年に東日本大震災等の大規模災害を踏まえ計画を改定。その後、定期的な改定を実施
- ・宮若市業務継続計画（平成29年9月策定）
- ・宮若市防災マップ（平成19年作成）（5年毎に更新）
- ・防災備品の備蓄
- ・防災行政無線（市内79ヶ所に設置し、平成30年4月に運用開始）
- ・自主防災組織の設置に向けた取り組みと同組織等による防災訓練（年に10件程度実施）
- ・宮若市水防計画書、防災配備編成表の毎年の見直し
- ・各種団体や法人との防災協定の締結（計126件締結済み）

2) 当会・当所の取り組み

若宮商工会

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCPセミナーの開催

- ・福岡県火災共済協同組合と連携した店舗型損害保険の推進
- ・感染症対策備品（マスク、消毒液等）の備蓄

宮若商工会議所

- ・事業者BCP作成セミナーの開催
- ・福岡県火災共済協同組合と連携した店舗型損害保険の推進
- ・理事会等による会員事業者への啓蒙

II 課題

市では地域防災計画を策定し、災害発生時の対応等の具体的な行動計画を定め、有事に備えている。また、緊急時にエリアメール、防災無線（Jアラート）、ダム放水（サイレン）、による住民への周知を準備している。しかし、被災状況等の情報収集以外の部分については、市、商工会議所、商工会での具体的な連携方法を定めていない。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業者の防災対応能力を強化するために、事業者BCP作成支援を行う。
- ・発災時における連絡体制及び情報収集体制を円滑に行うため当会、当所、当市間における被害情報等の連絡ルートを構築する。
- ・市内点在事業者の安否確認、事業所（被災）状況、道路通行状況等、被害情報の連絡ルートを構築する。
- ・保険や共済等の活用について助言を行える職員の育成

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会、当所及び当市の役割分担及び体制を整理し、連携して事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、宮若市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報誌や市広報、ホームページ等において国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練について指導助言を行なう。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

宮若商工会議所は令和3年4月に、若宮商工会は令和2年12月に事業継続計画を策定している。（詳細は別紙参照）

3) 関係団体等との連携

- ・当会と当所が会員支援において連携している、福岡県火災共済共同組合や東京海上日動火災保険株式会社と連携し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・当会・当所が行う巡回時に、小規模事業者の事業者BCP計画実施状況について確認し、未実施事業者に対しての策定支援を推進する。

- ・市・会議所・商工会で行っている定例会議にて、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会と当所は、災害発生時に互いに連絡・情報交換手段を決め、災害発生連絡網を構築し、平常時に通信手段の確認及び定期的に連絡担当者の確認を行う。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等の発生時には、人命の安否確認を行うと同時に、最優先に人命救助に努める。その後下記手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に全職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当所、当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

当会と当所及び当市は、被害状況や被災規模に応じた応急対策の方針を定める。

(豪雨における例)・・・夜間・休日・勤務外

- ・携帯電話へのエリアメール、テレビ、ラジオ、インターネットと併せ、降雨状況や周辺の浸水状況により、まず自身の安全確保を行う。
- ・出勤する場合は、事務局長、専務理事、上位職に予め指示を仰ぎ、十分な安全を確保した上で出勤する。

(豪雨における例)・・・勤務中・出張中

- ・外出者には、直ちに安否と状況を確認する。研修会や会議等の場合、その主催者による安全確保の指示に従う。その他の外出職員についても、安全を確保しながら速やかに帰所を促すが、帰所への道路状況や降雨状況、水没の懸念が極めて高い状況と本人が判断した場合、身を守ることを第一に安全確保を優先する。
- ・勤務中は、外出者の安否確認を優先に、自身の安全確保に努める。外部への避難の場合は、避難経路の安全確保と手段を共有し、上位責任者の指示により避難する。万が一、避難が困難な時は、本館上層階への垂直避難を行う。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラス

	が割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考ええる。

本計画により、当会と当所及び当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

報告日	定 期 報 告
発災後～1週間	1日/2回 12:00 ・ 15:00
1週間～2週間	1日/1回 12:00
2週間～3週間	1日/1回 12:00
3週間～1カ月	1日/1回 12:00

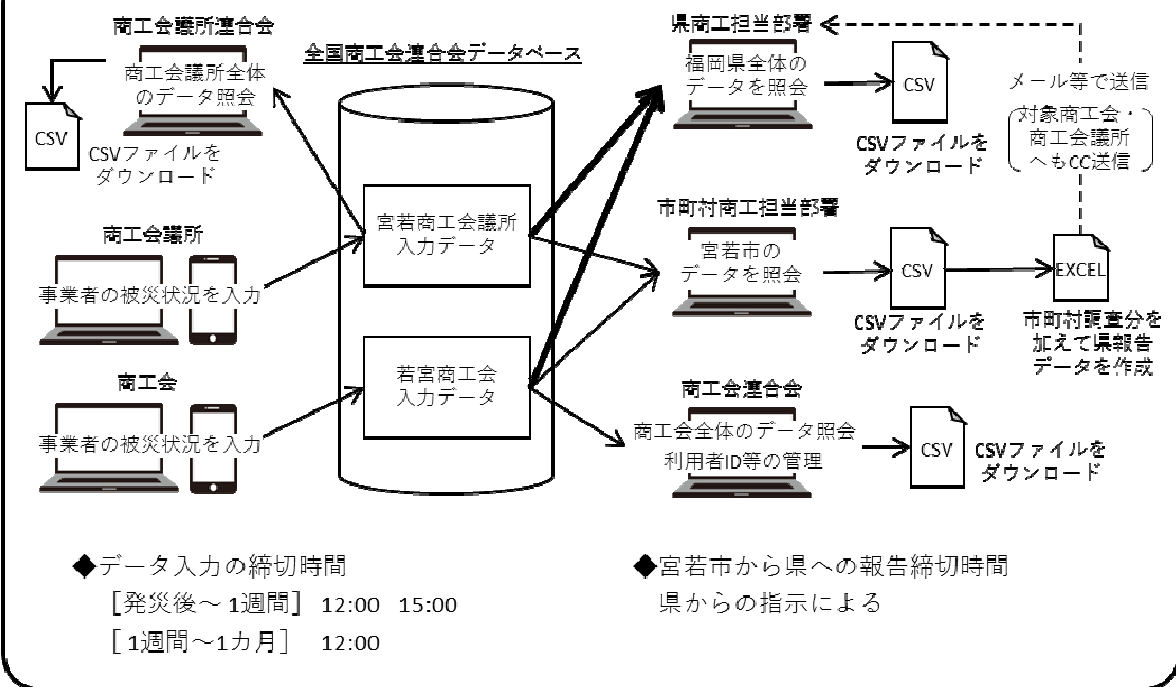
当市で取りまとめた「宮若市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について定める。
- ・当会と当所、当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会、当所及び当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会及び当所は、原則商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合はその指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

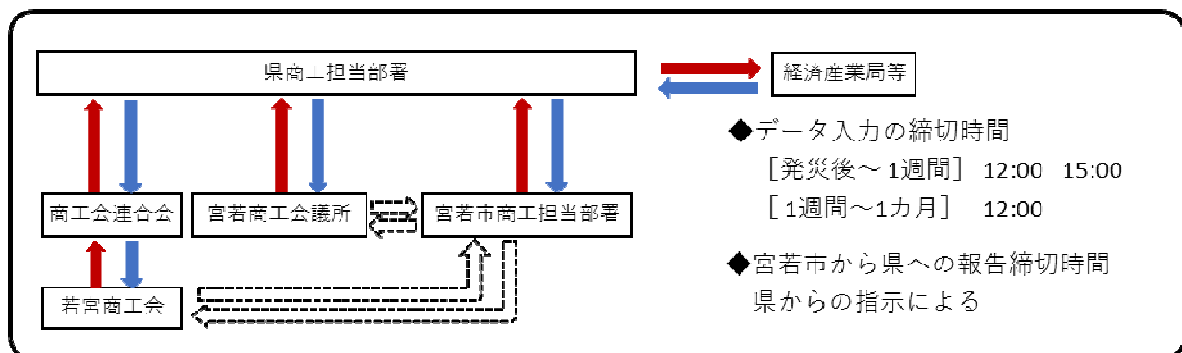
① システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



② システム不具合発生時

- ・下記の流れで情報共有又は報告を行う。



また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I							
福岡県中小企業振興器経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keisishien@pref.fukuoka.lg.jp）】							
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況						提出日：令和○年○月○日	
						団体名：	
						記入担当者：	
被害箇所				被害状況		区分	
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、電線、電料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
記入例	○○市○○町○丁目○	—	輪○○製材所	製造業	約 10 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 140 万円	店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに報告された箇所は削除せず、新規被害を追加していただく。 ※両欄が空欄の場合はコピーしてご利用ください。
 ※既に報告されている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会及び当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした 支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

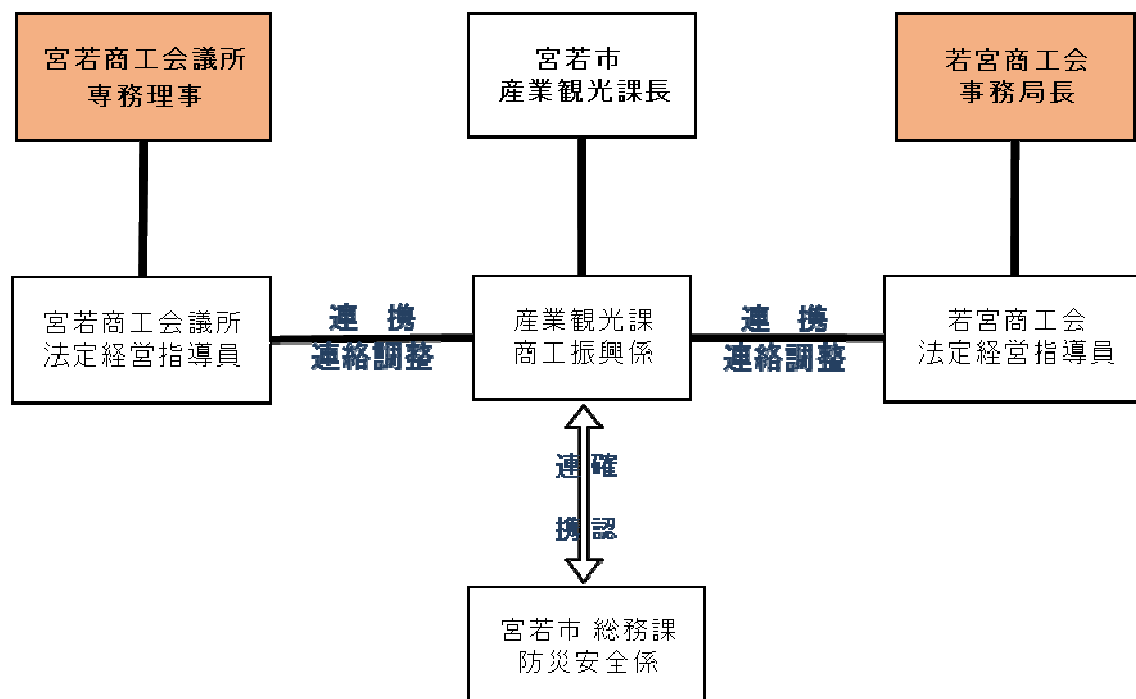
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 8 月現在)

- (1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

若宮商工会 経営指導員 山口康子
宮若商工会議所 経営指導員 竜口浩一郎
(連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

- ・ 若宮商工会 総務振興課

〒 8 2 2 - 0 1 0 1 福岡県宮若市福丸 2 5 0 - 1

TEL 0949-52-0640 / FAX 0949-52-1765
Eメール wakamiya@shokokai.ne.jp

・宮若商工会議所 振興課

〒823-0011 福岡県宮若市宮田3673-3
TEL 0949-32-1200 / FAX 0949-32-1205
Eメール miyawaka@kaigisho.com

②関係市町村

・宮若市役所 産業観光課 商工振興係

〒823-0011 福岡県宮若市宮田29-1
TEL 0949-32-0519 / FAX 0949-32-9430
Eメール syoukou@city.miyawaka.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表 3)
事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0
・ セミナー開催費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
・ チラシ印刷代	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
宮若市補助金、福岡県補助金、若宮商工会および宮若商工会議所会費収入・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・福岡県火災共済協同組合 〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センター 8 階 理事長：花田 稔之 電話番号：092-622-8071 ・東京海上日動火災保険株式会社 北九州支店 〒812-0018 福岡県北九州市小倉北区米町 1 丁目 5-20 支店長：飯守 禅 電話番号：093-330-3600
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・宮若市防災マップの活用 ・損害保険の見直し相談の実施 ②BCP策定 ・BCP計画の策定支援 ③「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・各種損害保険及び共済の市内事業者への巡回訪問同行実施 ④巡回同行募集の強化 ・商工会・商工会議所職員と連携した損害保険会社等との市内事業者への巡回訪問同行実施 ⑤リスク診断への協力 ・市内事業者の状況を踏まえ、自社リスク診断を実施する際の協力、支援 ⑥会議、セミナー、相談会での説明 ・会議時等での連携損害保険会社等による保険の説明を実施 ・商工会、商工会議所と連携損害保険会社等との共催による普及啓発セミナー、相談会における保険商品説明の実施
連携して事業を実施する者の役割
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・宮若市防災マップを活用し、地震・浸水等の災害についての資料を提供する。 ・損害保険見直し相談会を実施し、市内事業者の災害による不測の事態に対応できるアドバイスを行う。

②BCP策定

- ・BCP策定により、発災時の初動・応急措置等の重要性について認識と周知を図る。

③「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR

- ・各種共済保険等を市内事業者へ周知を図ることにより、一般の損害保険会社の保険商品よりも比較的低額な共済制度が提案でき、市内事業者への損害保険加入促進の選択肢の幅を広げる。

④巡回同行募集の強化

- ・商工会、商工会議所職員と連携した損害保険会社等との小規模事業者への巡回同行訪問の実施により、個別での相談及び提案を可能とし、高い確率での損害保険等の加入及び見直しの実施を可能にする。

⑤リスク診断への協力

- ・小規模事業者の現状を踏まえ、自社リスク診断を実施する際の協力及び支援を連携実施者と合同にて実施することで、人員等が不足する商工会、商工会議所のサポート役として機能発揮が期待できる。

⑥ 会議、セミナー、相談会での説明

- ・会議時等に連携損害保険会社等が保険説明を実施することにより、会員等を中心とした市内事業者への災害リスク対策の普及と推進が期待できる。

連携体制図等

